

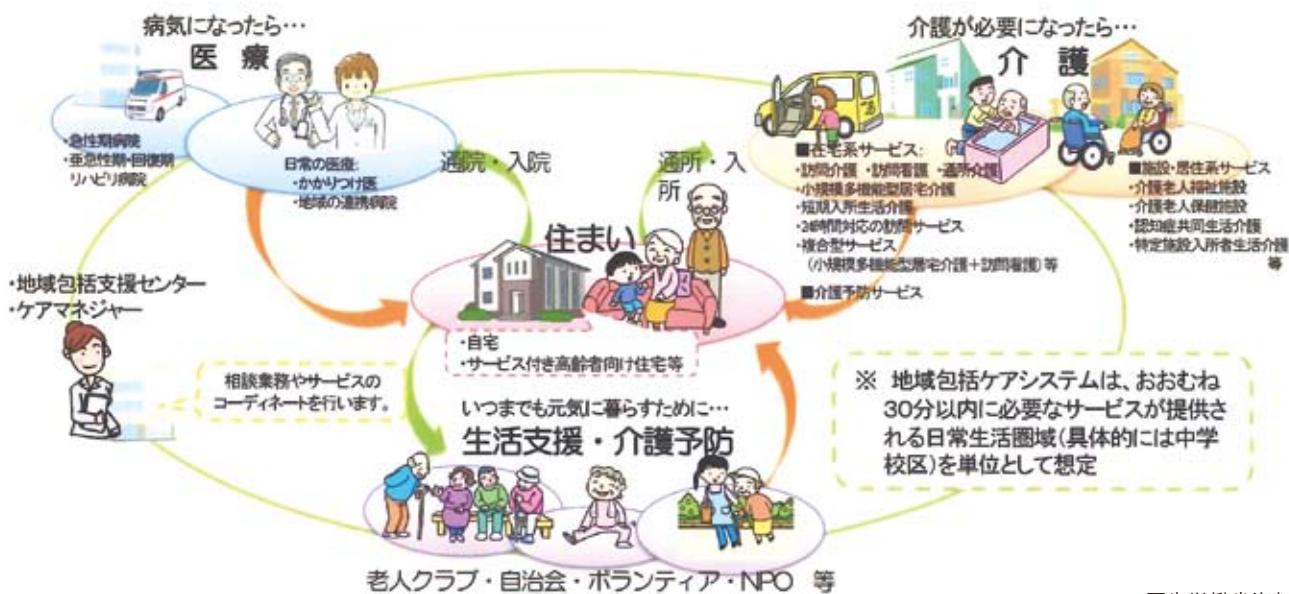
つながり合う体制づくり ～組織強化・連携強化～

地区内には各種団体があります。それぞれが特徴を持っており、目的に沿った活動を進めています。それらの団体が互いに連携することで、それぞれの長所を活かした地域の助け合い、支え合いが進むのではないのでしょうか。

地域には、住民の力だけでは解決できない課題もあります。そのような時は専門機関などと連携して取り組むことが必要となります。逆に専門機関の力だけで解決できない時は、地域のつながりや活動を活かした協力も必要となります。そのような連携が保健・医療・介護・福祉と地域の福祉力が結びつく「地域包括ケアシステム」*の構築につながります。

また、地区社協は地域福祉を推進する中核的な住民組織です。地区社協の組織力をより強化することで、地域福祉活動のさらなる充実を図りましょう。

※地域包括ケアシステム



1. 関係団体の連携強化

○ 地域福祉活動の推進組織である地区社協と、その活動の基盤である自治会の連携はもちろん、子ども関係団体をはじめ様々な団体との積極的な連携に努めましょう。

- ・自治会 ・地区社協 ・民生児童委員 ・婦人会
- ・老人クラブ・当事者団体（障がい者団体・ひとり親関係団体等）
- ・学校 ・PTA ・子ども会 ・ボランティア団体
- ・その他福祉関連団体 など

- 複数の福祉課題が絡み合っている場合も増えています。地域の見守り、医療、介護、住まい関連など多くの関係団体との連携を深めましょう。

(市社協が取り組むこと)

- それぞれの団体が協働することにより、その活動の幅が広がり、大きな成果が期待できます。「共助」のため福祉の組織づくりを強化し、地域福祉に関連・関心のある団体の連携を一層図っていきます。
- 関係団体による情報交換連絡会などを開催し、それぞれの団体の活動を知ることによって相互理解を進め、横のつながりを深めます。地域の課題への取り組みなどについて情報共有ができ、効率化も図れます。
- 多くの住民が関わりあえるような地域づくりや、地域の課題を発見・解決する力を高めるためにも、関係機関・専門職の協議の場づくりに積極的に関わり、地域福祉活動を推進します。

2. 福祉施設との協働・つながり

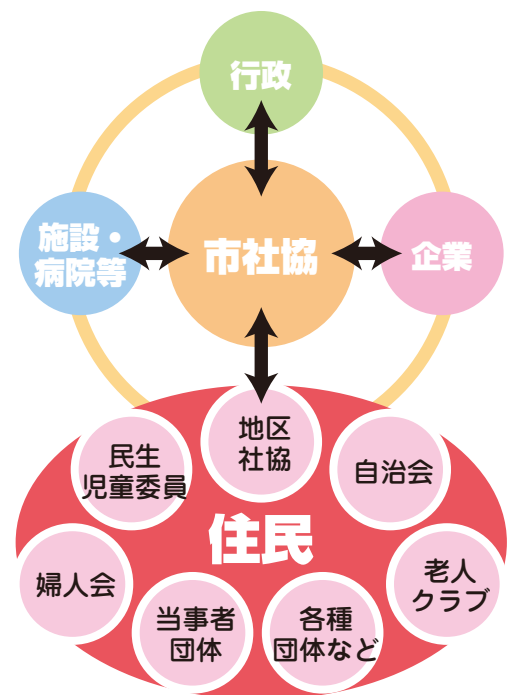
- 福祉施設による地域社会への貢献を促進し、地域とつながりを持ち、地域の課題に協力しあえるような関係づくりに努めましょう。
 - ・ 地域の会合や研修会などでの施設の活用
 - ・ 専門職等の知識や技術を地域で活用

(市社協が取り組むこと)

- 福祉施設や各種団体と、地域との円滑な関係を目指すために、市社協が地域資源を仲介するコーディネーターとしての役割を果たします。
- 市内の施設で組織している「坂出市福祉老健施設連絡協議会」*との連携を活かし、効果的な取り組みを推進します。

*坂出市福祉老健施設連絡協議会

市内15の社会福祉施設と介護老人保健施設で構成



3. 地域福祉の啓発、活動のPR、広報活動の充実

- 地域福祉の取り組みを多くの人に知ってもらいましょう。
- ボランティアや子育てなど、福祉に関する様々な情報収集と情報提供を行い、地域の福祉向上と発展のために活動を広めましょう。

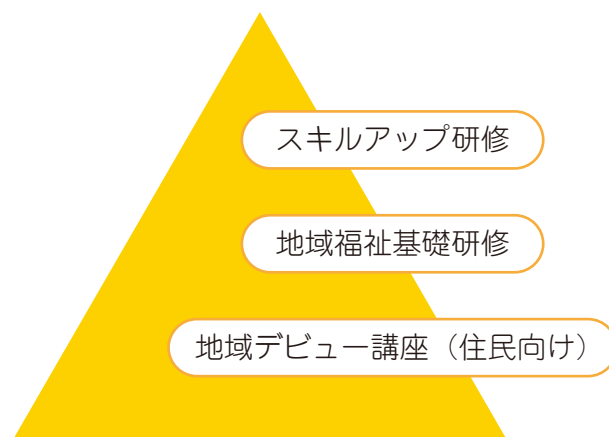


(市社協が取り組むこと)

- 住民が自分自身の問題として考えることができるように、身近で実際に起きている事例についての研修会やワークショップ・座談会などを開催し、意識向上や啓発につなげます。
- 地域福祉についての講演会や講座、イベント、体験などを通して、市社協や地区社協等の目的や取り組みなどについてPRに努めます。
- 福祉に関する情報を発信するにあたり、情報の内容や提供方法を見直し、効果的・効率的に、より多くの人に情報が行き渡るよう整備します。

4. 地区社協関係者のスキルアップ

- 相互に助け合える地域づくりにおける、地区社協の目的や役割を考えましょう。
- 定期的な会合を持つなどして、地区社協内で関係者同士のつながりを深めましょう。
 - ・ 地域福祉に関する研修会に積極的に参加しましょう。
 - ・ 地区社協同士の交流や、情報交換の機会を持つなど、他地区の取り組みにも関心を持ちましょう。



(市社協が取り組むこと)

- 地域住民が地域福祉の基礎知識を学ぶ機会を設けます。
- 地区社協関係者等が、外部研修（講習会・研修会）などへ参加する機会を設けます。新しい知識を導入することでスキルアップを図ります。

5. 市社協の総合相談・支援体制の充実

どこに相談したらよいか分からない、誰かに相談したいけれど身近に相談する人がいないなど、不安や心配事を抱えている人の窓口として、市社協の総合相談機能の充実を図ります。それとともに、発生した課題に対して関係者・関係機関と連携して、支援していく体制も整えていきます。

また、地区社協関係者や民生児童委員、保健・医療・福祉等の関係者が、地域の人から受けた相談を一人で抱え込まないように、“支援者を支援する”ことにも努めます。関係者同士が相談し、連携を深めることで課題解決やより良い支援につながります。

(市社協が取り組むこと)

- 地域で安心して生活できるように、様々な相談に対応するための窓口機能の強化と、支援体制の整備に努めます。

市社協の相談支援体制

- ① 身近に相談できる機会の提供

福祉総合相談センター^{※1} 成年後見センター^{※2}
生活福祉資金貸付制度 助け合い金庫

- ② 相談者の了解のもと、関係機関との連携を図り、相談者を総合的に支援します。

- 福祉課題の早期発見・解決のために、関係団体との連携を強化します。また、市社協の情報を積極的に発信し、気軽に何でも相談できるような相談窓口をめざします。
- 制度の隙間となる事案や多様なニーズに応じていくために、福祉に関するパンフレットや広報紙等で情報提供し、誰もが気軽に相談できる環境を整えます。

※1 福祉総合相談センター

住民の日常生活上の問題を相談する窓口として、有識者や民生児童委員・地区社協などの福祉関係者が相談に応じ、関係機関との連絡や連携を行います。

月1回の弁護士による法律相談や、月2回の社会保険労務士相談も併せて行っています。

※2 成年後見センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でなくなってきた方に対して、医療・介護・福祉など身のまわりの生活状況にも目を配りながら保護・支援をする**成年後見制度**や、日常的な金銭管理や日常生活についての相談を受けて支援をする**日常生活自立支援事業**などの権利擁護事業全般について相談や支援を行います。